

平成 17 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 博史  
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 財務経理部 部長 島田 健司  
(TEL 03 - 3983 - 5664)

### 公開買付開始公告の訂正についてのお知らせ

当社は、日本技術開発株式会社（コード番号 9626 ジャスダック、以下「日本技術開発」という）の株式を対象とする公開買付けに関して、証券取引法第 27 条の 8 第 1 項に基づく訂正届出書を平成 17 年 7 月 21 日付で関東財務局に提出し受理されました。これに伴い、同法同条の 8 第 11 項に基づき平成 17 年 7 月 20 日付の公開買付開始公告の内容について、下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。

訂正を行った理由は、平成 17 年 7 月 20 日付の公開買付開始公告の内容のうち、下記事項について説明を追加し、意味をより明確にする必要があると判断したこと、並びに下記事項について誤解を生じさせる可能性のある表記があり、その該当箇所について訂正する必要があると判断したためです。

なお、この訂正は形式的なものであり、基本的な買付条件等に変更はございません。

#### 記

##### 1. 公開買付けの内容

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 対象者の名称        | 日本技術開発株式会社                             |
| (2) 買付け等を行う株券等の種類 | 普通株式                                   |
| (3) 買付け等の期間       | 平成17年7月20日（水曜日）から<br>平成17年8月12日（金曜日）まで |
| (4) 買付け等の価格       | 1株につき金110円                             |

##### 2. 公開買付開始公告の内容の訂正の内容

以下の通り変更します。変更箇所は下線を付した部分です。

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

買付予定の株券等の数 3,491,000株

(注1) 応募株券の総数が上記の買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)に満たないときでも、応募株券の全部の買付けを行います。応募株券の総数が買付予定数を超えた場合は、超えた部分の全部又は一部の買付けは行いません。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません)。

(変更後)

買付予定の株券等の数 3,491,000株

(注1) 応募株券の総数が上記の買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)に満たないときでも、応募株券の全部の買付けを行います。応募株券の総数が買付予定数を超えた場合は、超えた部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、証券取引法第27条の13第5項に規定する按分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡し、その他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません)。

(12) 決済の方法及び場所

(変更前)

公開買付期間終了後遅滞なく、買付けに関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券にかかる売却代金は、応募株主等(応募が取次証券会社を通じて行われた場合は当該取次証券会社)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(応募が取次証券会社を通じて行われた場合は当該取次証券会社)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(変更後)

公開買付期間終了後遅滞なく、買付けに関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券にかかる売却代金は、応募株主等(応募が取次証券会社を通じて行われた場合は当該取次証券会社)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(応募が取次証券会社を通じて行われた場合は当該取次証券会社)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。なお、公開買付代理人の本店または全国各支店にてお支払する場合には、応募株主等においては買付けに関する通知書を持参の上、提示していただきます。

(14)その他買付け等の条件及び方法

(変更前)

< 中略 >

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(イ)証券取引法施行令第14条に係る事項

当社は、証券取引法施行令第14条第1項第1号イないしリ及び第2号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、公開買付けの撤回を行うことがあります。また、同条第1項ヲに係る事項として、公開買付け期間中に対象者が新たに対象者株式について商法第218条に定める株式分割に関する取締役会決議を行い、かつ、かかる決議において公開買付け期間の末日までの一定の日が同第219条第1項に定める「会社ノ定ムル一定ノ日」（いわゆる基準日）として定められた場合には、公開買付けの撤回を行うことがあります。

(ロ)撤回の開示等の方法

撤回を行おうとする場合は、日本経済新聞及び東京新聞に公告を行います。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」という。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

(変更後)

< 中略 >

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(イ)証券取引法施行令第14条に係る事項

当社は、証券取引法施行令第14条第1項第1号イないしリ及び第2号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、公開買付けの撤回を行うことがあります。また、同条第1項ヲに係る事項として、公開買付け期間中に対象者が新たに対象者株式について商法第218条に定める株式分割に関する取締役会決議を行い、かつ、かかる決議において公開買付け期間の末日までの一定の日が同第219条第1項に定める「会社ノ定ムル一定ノ日」（いわゆる基準日）として定められた場合であって、当該株式分割が本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる場合には、公開買付けの撤回を行うことがあります。

(ロ)撤回の開示等の方法

撤回を行おうとする場合は、日本経済新聞及び東京新聞に公告を行います。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」という。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

以上